

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に發揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日まで

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・年に一人以上取得すること  
女性職員・・・取得率を80%以上とすること

#### ＜対策＞

- 令和2年3月～ 繼続して、男性も育児休業を取得できることを各事業所にて周知し、対象職員を把握した場合は、制度について説明し、理解の促進を図る

目標2：令和5年3月までの、有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間9日以上とする。

#### ＜対策＞

- 令和2年1月～ 有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年4月～ 各事業所管理者および責任者から有給休暇を計画的に取得するよう周知し取得促進に取組む

目標3：令和2年4月より、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを継続実施し、全職員の所定外労働時間を年間平均48時間未満かつ職員一人当たり月平均18時間未満とする。

#### ＜対策＞

- 令和2年1月～ 所定外労働の分析等を行う
- 令和2年3月～ 事務連絡等による職員への周知
- 令和2年4月～ 週1回水曜日のノー残業デーを継続実施する